

誓約書・確認書

|         |
|---------|
| 学 籍 番 号 |
|         |

学生募集要項9頁の「出願に必要な書類の記入上の注意」を参照し、正確に記入してください。(消せるボールペンは使用不可)

① 誓 約 書

人間総合科学大学学長 殿 年 月 日

登録出願要項を確認した上で、看護教員養成コースへ登録出願します。  
登録後は学則\*を守り、学生の本分に違反しないことを誓約いたします。  
\*本学ホームページでご確認ください。

本人氏名 (自署) 印 ※必ず捺印してください

本人住所 (〒 - )

本人連絡先 ( ) -

保証人記入欄

年 月 日

上記の者の在学中における、一切の義務と責任を引き受けます。

保証人氏名 (自署) 印 ※必ず捺印してください

保証人住所 (〒 - )  
(マンション・アパート名まで記入)

保証人自宅連絡先 ( ) -

保証人生年月日 年 月 日生 本人との続柄 ( )

保証人緊急連絡先名 緊急連絡先 ( ) -

② 確 認 書

必ず下記の事項、及び本コースの 2026 年度登録出願要項を確認し、必要事項に記入後、署名および捺印をお願いいたします。

1. 看護教員養成コース登録志願における確認
- ①看護教員養成プログラムの必修スクーリング (31日程度) と看護教育実習 (11日間) に原則として全日程出席することが可能であること。
  - ②看護教員養成コースの必修科目は1年間 (年度内) で全て単位を修得する必要があります。
  - ③看護教育実習 (11日間) において、本学が指定する実習校を利用する場合、居住地以外の都道府県になる可能性があります。
- 看護教育実習に係わる交通費、宿泊費等は自己負担となります。  
また、ご自身で実習校を確保することもできますが、その場合、3年課程の看護師養成所 (専門学校) であることが条件となります。

裏面に署名・捺印欄があります。

## ② 確 認 書

### 2. 大学改革支援・学位授与機構への学士申請についての確認

- ① 学士申請時に、大学改革支援・学位授与機構に提出する学修成果レポートの指導はございません。
- ② 学士申請にあたり、事前に「大学改革支援・学位授与機構」の定める「基礎資格」をご確認ください。
- ③ 学士の申請はご自身で大学改革支援・学位授与機構に行っていただきます。
- ④ 学士申請に関する個別の問い合わせは、ご自身で大学改革支援・学位授与機構に行っていただきます。
- ⑤ 大学卒業後、大学改革支援・学位授与機構での学士（看護学）申請予定の有無についてレをご記入ください。  
☐ 予定あり ☐ 予定なし

### 3. 学習環境についての確認

- ① 受講可能なパソコンを所持し、インターネット接続環境を有すること  
 （心身健康科学科はインターネット試験や授業があるため、次の環境が必要になります）  
 【インターネット接続環境】インターネット接続であること  
 【パソコン環境】OS : Windows/Mac OS/iOS/Android 最新版を推奨  
 ブラウザ : 【HTML5対応ブラウザ】Edge/Chrome/Firefox/Safari 最新版を推奨  
 その他 : Microsoft Word、Excel、Power Pointがインストールされていること(科目により必要)  
 【インターネット授業トライアル版の視聴】  
 上記の環境に加え、本学ホームページで「インターネット授業トライアル版」で視聴できることを確認済みであること
- ② E-mailアドレスを有すること（フリーメール可）
- ③ パソコンを利用して課題提出や試験受験申請を行うため、文字入力・データの保存・インターネットへの接続・E-mailの送受信などのパソコンの基本操作ができること（自身の力に対応できるレベルであれば問題ない）
- ④ 書類や資料を印刷できる環境があること（プリンター所持あるいはネットプリント等）
- ⑤ カメラとマイク内蔵のパソコンまたは外付けのカメラとマイクを有すること

### 4. 看護教育実習における実習校についての確認

看護教育実習の実習校は原則として本学が調整します。

コース開始後の4月から6月頃までに居住する都道府県内で実習ができるように実習校の調整が行われますが、その年度で都道府県内での実習校の確保が困難な場合は、居住地以外の都道府県にある実習校で実習する可能性があります。本学が実習校を調整する場合、個人の希望に応えることはできません。

また、居住する都道府県内であっても実習校の通学距離が遠方になる場合もあります。看護教育実習における交通費や宿泊費は学費には含まれません。別途ご自身でご負担ください。

ご自身で看護教育実習の実習校の確保（勤務先の上司からの紹介や卒業校等）を希望される場合は、交渉の前に必ず本学の看護教員養成コース担当者までご相談をお願いいたします。

### 5. 実習日程についての確認

看護教育実習の日程は実習校が指定する日時となります。ご自身が希望する日時での実習ではありません。また、実習校の状況によっては実習日程の変更がある場合もありますので、勤務先での休暇の確保にあたり、勤務先のご理解ご協力が必要です。そのために出願にあたり「様式KS4-1 出願確認・履修許可書」の提出が必須となります。

なお、看護教員養成プログラムにおける必修科目以外で、スクーリング科目の履修登録をして、実習日程と重複した場合は実習の日程が優先となりますので、その科目については履修登録の取り消しをしてください。

### 6. ワクチン接種についての確認

看護教育実習では、看護師学校養成所等で教育実習をします。実習内容として、実習校での本授業や実習校の実習先での臨地実習指導が含まれます。

実習校や実習校の実習先（病院や施設等）においては、各機関での実習受け入れの基準があり、多くは日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン（最新版）」に準拠して基準を定めています。

看護教育実習においては、事前に健康診断を受け、抗体価が基準値に達していない場合、または免疫獲得の必要性があるものについては、実習校や実習校の実習先が定める基準に応じてワクチン接種の必要があります。ワクチン接種はご自身の判断及び責任での任意の接種となりますので、本学や実習校、実習校の実習先が接種後の副反応等による健康被害を補償することはありません。

ご自身の健康管理上、ワクチン接種ができない場合は看護教育実習を履修することができません。日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン（最新版）」をご確認の上、接種不適合者に該当しないか、そしてワクチン接種の副反応等による健康被害の可能性を併せて慎重にご検討ください。なお、健康診断及びワクチン接種等に係る費用は自己負担となります。これらをご理解いただいたうえで本学の看護教員養成コースへの登録志願をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、看護教員養成コースへのコース登録後であっても、実習校や実習校の実習先の機関が定めるワクチン接種ができない場合は、看護教育実習は履修できず、専任教員の資格を証する修了証も取得できません。

上記の内容及び、本コースの2026年度登録出願要項について確認し了承した上で、登録を志願いたします。

年 月 日 氏名（自署）

印 ※必ず捺印してください